

## 神奈川県環境農政局所管公共事業の事後評価の対象とする事業に係る細目

### 第1 事後評価の対象とする事業から除かれる事業

総務室長は、「神奈川県環境農政局所管公共事業の事後評価実施要領（以下「実施要領」という。）」第7に基づき、同要領第2において事後評価の対象とする事業から除かれる、災害復旧事業及び施設の維持管理に係る事業について次のとおり定める。

(1) 災害復旧事業

予算編成において「款 災害復旧費」として計上した事業

(2) 施設の維持管理に係る事業

施設の機能保全を図るための事業

### 附 則

本細目は、平成27年6月1日から施行する。